

平成17年5月29日 17時
会 場 エルシー八王子

八王子市町会自治会連合会 平成17年度

第3回 定期総会次第

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議事

第1号議案	平成16年度 事業報告
第2号議案	平成16年度 収支決算報告
第3号議案	平成16年度 会計監査報告
第4号議案	規程の改定について
第5号議案	平成17年度 事業計画(案)
第6号議案	平成17年度 予算(案)
第7号議案	役員選出

5. 退任町会自治会長に感謝状贈呈

6. 閉会の辞

事業報告

自 平成 16 年 4 月 1 日
至 平成 17 年 3 月 31 日

I. 総括

新しい組織に生まれ変わって 3 年目を向かえた「八王子市町会自治会連合会」は、市内で組織化された町会・自治会・管理組合 537 団体 151,871 世帯の内 311 団体 119,005 世帯を占めており、市内全域を網羅した唯一の「連合会組織」として、名実共に八王子市を代表する町会自治会連合会となった。

私たち「町自連」の活動は、各単位町会自治会の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基本としており、地区連合会同士の情報交換を始めとして広域にわたる問題を事業として進めていくことになっている。従って、地区連合会の定例会などを通じて地区毎の活動が中心となってきているが、まだ、軌道に乗っていない地区連合会があることも事実である。これからはすべての地区で毎月乃至隔月ごとの定例会が開催されるよう努力が求められている。

地区連合会を中心とした活動と同時に、「町自連」が連合会としての独自活動についても取り組みを始めた。以前から管外研修で得た「行政と連合会」との関係及び行政の町会に対する取り組みや支援策の資料等を提示し、町会自治会に対する助成のあり方の改正を粘り強く交渉してきた結果、平成 17 年度から町会自治会に対する「事務交付金」が改正され大きな成果を挙げることができた。また、平成 16 年 10 月から実施された「ゴミ減量を目的とした有料化」についても、各地区連合会を中心に単位町会自治会でも説明会等を精力的に開催し、行政の施策にも積極的に協力してきた。

新しい「町自連」ができたことで、更なる組織拡大を目指し未加入の町会自治会に対して、これからもあらゆる機会を通して「加入の呼びかけ」を行う必要がある。

1、第 2 回定期総会

5 月 30 日(日) 17:00～ エルシー八王子 出席者 150 名 委任状 112 名

- 議事 (1) 平成 15 年度事業報告
(2) 平成 15 年度決算報告
(3) 平成 15 年度会計監査報告
(4) 平成 16 年度事業計画(案)
(5) 平成 16 年度予算(案)

※ 伊藤副会長の司会、小泉東北部地区連合会長が議長となり議事進行が図られ提出議案はすべて原案通り承認された。

※ 総会終了後、18 時 30 分から引続き懇親会が開催された。

懇親会出席者 会員 126 名 来賓 18 名

2、管外視察研修会

11月24日(水)～25日(木)

視察地 愛知県一宮市

研修目的 環境循環型農業のプロセス及び行政と町会・自治会とのかかわり

※ 生ゴミ等有機性資源のリサイクル。

※ 地力を回復し土壌改良するために「堆肥」を活用する。

※ 5年間の試験事業で「完熟した堆肥」を醸造するノウハウが得られた。

※ 異物(プラスチック・ビニール類)は必ず取り除く。

※ 一宮市方式は、八王子市で取り入れるには難しいとの意見が多かった。

※ 行政と町会との関係については大いに参考になったが、対応に差があることに驚いた。

3、新年懇親会

1月21日(金) 18:00～ エルシー八王子

懇親会出席者 会員 94名 来賓 15名

4、町会自治会の事務交付金の改定が実現

町総連時代から管外研修会の時には、行政と町会の関わりについて調査し「町会・自治会」に対する助成金等についても、意見交換を行い資料としてまとめ「事務交付金」「地区連合会」「町自連」に対する助成のあり方と改定を申し入れてきた。その結果、平成17年度から各町会自治会に対する「事務交付金」が改定される事となり、長年にわたる交渉の結果、大きな成果を挙げることができた。

内容としては、一律金は従来の10,000円は変わらないが、世帯数当たりの190円が220円となり30円アップする事となった。

5、中央自動車道の高井戸～八王子間の料金撤廃を求める署名運動に参加

今年1月に「中央自動車道高井戸～八王子間の料金撤廃を求める」八王子市議会議員の会が結成され、具体的に「署名活動」を進めること、更に、八王子商工会議所も加わる事となっていることを、事務局長をはじめとする代表から協力の申し入れと経過説明を受けた。早速、新年懇親会前の役員会で「署名活動」を展開する事となり、加盟する町会自治会に「署名用紙」を配布した。

6、旧丸井ビルへのパチンコ店出店の反対署名運動に参加

JR八王子駅前の丸井撤退後のテナントとしてパチンコ店及びゲーム店が入る事で準備が進められているが、「駅前で八王子市の表玄関」であり、「八王子市の顔」の部分である事とあわせて「多摩相互病院」の隣にこのような店が入ることは市民として到底承服できるものではない。という事と併せて「八王子駅周辺の治安の悪いイメージ」「青少年の健全育成に障害を及ぼす危険性を持つ区域」とのイメージを払拭するために、近隣町会・商店会を始め八王子市・八王子警察署での合同夜間パトロールをするほか防犯カメラを設置する等、環境浄化に努めて

いる地域への「パチンコ店」の出店は、環境浄化運動に「水」をさすものである。

地元「旭町町会」および「多摩相互病院」等の要請を受けて「青少年の健全育成」を守るために署名活動を実施した。

II.会議

1、三役会 4月13日(火)、4月28日(水)、5月11日(火)、7月13日(火)、8月10日(火)、9月14日(火)、12月14日(火)、3月8日(火)

2、役員会

4月13日(火) (1) 定期総会関係

- ① 事業報告を承認
- ② 決算報告を承認
- ③ 事業計画案・予算案の作成について

(2) 市民健康の日の行事について

(3) 地区連絡費支給の件

(4) 出向機関人事問題

ゴミ分別マニュアル編集委員・入札談合監視委員会委員

(5) 関係機関の要請事項及び話合い

- ① ゴミ有料化について
- ② タウンミーティングについて
- ③ みんなの町の清掃デー
- ④ 環境フェスティバルについて
- ⑤ 環境基本計画について
- ⑥ 京王ユースプラザ高尾の森「わくわくビレッジ」

(6) 出向者及び地区連合会の報告

- ① ふれあい財団評議員会報告
- ② 民生委員推薦会
- ③ スポーツ振興計画審議会
- ④ 八王子祭り協賛部会
- ⑤ 元横地区連合会

5月11日(火) (1) 平成16年度事業計画案の決定

(2) 平成15年度決算の監査報告

(3) 平成16年度予算案の決定

(4) 平成16年度総会に関する件

- ① 地区連合会長名簿作成の件
- ② 総会当日の役割分担
- ③ 退任町会長名簿の件

(5) 関係機関の要請事項及び話合い

- ① 「市民健康の日」行事へ要員派遣
- ② 市税関係の口座振替制度加入促進キャンペーンの件

- ③ ゴミ有料化について
- 6月8日(火) (1) 定期総会後の懇親会会計報告
 (2) 平成16年度の役員会の日程確認
 (3) 平成16年度地区連合会長名簿の確認
 (4) 総会欠席町会自治会への資料配布依頼
 (5) 関係機関の要請事項及び話し合い
 ① 「こども育成計画」策定について
 ② 八王子市親切会からの推薦依頼
 ③ ゴミ有料化の説明会等の状況説明
 ④ 八王子まつり実行委員会からのお願い
 ⑤ 環境学習リーダー養成講座受講者の推薦依頼
 (6) 出向者及び地区連合会報告
 ① 民生児童委員推薦会
 ② 美しい八王子をつくる会
 ③ 川口地区連合会
- 7月13日(火) (1) 関係機関の要請事項及び話し合い
 ① オリンピック記録映画の映写会の参加依頼
 ② ゴミ有料化説明会等の状況報告
 ③ 子育て支援センターについて
 ④ 社会福祉協議会の会員募集の協力依頼
 (2) 平成16年度会費徴収の件
 (3) 平成16年度地区連絡費支払いの件
 (4) 出向者人事の件
 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会委員、八王子市外部評価委員会委員、八王子市社会福祉協議会理事、こども政策推進会議委員、市民企画事業補助金審査委員会委員、八王子市社会福祉協議会ボランティアセンター
 (5) 出向者及び地区連合会報告
 ① 廃棄物減量・再利用推進審議会
 ② 八王子交通安全協会
 ③ 「道の駅」整備推進委員会
 ④ 八王子祭りについて
 ⑤ ふれあい財団評議員会
 ⑥ 民生児童委員推薦会
 ⑦ 美しい八王子をつくる会
 ⑧ 中央地区・川口地区連合会
- 8月10日(火) (1) 関係機関の要請及び話し合い
 ① 八王子祭り協力のお礼と報告
 ② 地域防災計画と自主防災組織の拡大について
 ③ ゴミ減量大作戦(概要版)の説明と配布依頼

- (2) 管外視察研修会について
- (3) 出向者人事の件
南大沢保健福祉センター運営協議会委員・男女共同参画推進委員会委員
- (4) 出向者及び地区連合会報告
 - ① 「道の駅」整備推進委員会
 - ② 廃棄物減量・再利用推進審議会
 - ③ 美しい八王子をつくる会
 - ④ 川口地区連合会(圏央道トンネル名称の件・サーチライト問題)

- 9月14日(火)
- (1) 関係機関の要請事項及び話合い
 - ① 八王子市「防犯の日」制定の件
 - ② 国勢調査の協力依頼
 - ③ 八王子観光ミニバスツアーについて
 - ④ 住宅用火災警報器設置義務化等について
 - ⑤ 家庭ごみの有料化と戸別収集について
 - (2) 町自連三役と市助役との話合い報告
 - (3) 管外視察研修会について
 - (4) 圏央道視察の件
 - (5) 出向機関の人事問題
八王子市ごみ有料化等推進連絡会議委員・自転車駐輪場問題委員会委員
 - (6) 出向者及び地区連合会報告
 - ① 社協ボランティアセンター運営協議会委員
 - ② エコカー普及について
 - ③ 川口地区・東部地区・東南部地区の各地区連合会

- 10月12日(火)
- (1) 関係機関の要請事項及び話合い
 - ① 秋の火災予防運動について
 - ② ゴミ有料化スタート後の報告
 - (2) 出向機関の人事問題
環境教育推進審議会委員
 - (3) 「エコカーフェスタ八王子」の件
 - (4) 第55回全関東夢街道駅伝競走大会の件
 - (5) 管外視察研修会の件
- ※ 会議終了後、圏央道の視察を行った。

- 11月9日(火)
- (1) 関係機関の要請事項及び話合い
 - ① 八王子祭りの件
 - ② ゴミ有料化後の状況報告
 - ③ 都立小児科病院問題について
 - (2) 管外視察研修会の報告

- (3) 新年懇親会について
- (4) 出向機関の人事問題
新市民会館建設検討委員会委員
- (5) 出向者及び地区連合会報告
 - ① 子ども安全対策委員会
 - ② 「道の駅」整備推進委員会
 - ① 西部第四地区・東部地区・川口地区・東南部の各地区連合会

- 12月14日(火)
- (1) 関係機関の要請事項及び話し合い
 - ① ゴミ有料化後の状況報告
 - ② 町会自治会への加入促進チラシについて
 - ③ 「ちょこっと共済」の申込書配布依頼
 - ④ 「八王子市安全・安心まちづくり指針」について
 - ⑤ 地域活動発表会のお知らせと協力をお願い
 - ⑥ 第55回全関東八王子夢街道駅伝競走大会について
 - ⑦ 東京地裁八王子支部等の移転問題
 - (2) 管外視察研修会の件
 - (3) 新年懇親会の件
 - (4) 出向機関の人事問題
指定管理者制度移行問題検討委員会委員
 - (4) 出向者及び地区連合会の報告
 - ① 「道の駅」整備推進委員会
 - ② 新市民会館建設検討委員会
 - ③ 川口地区連合会

- 1月11日(火)
- (1) 関係機関の要請事項及び話し合い
 - ① 浅川圏域河川整備計画の説明会
 - ② 三宅島村民帰島支援ポスター掲示の依頼
 - ③ 国勢調査の協力依頼
 - ④ ゴミ有料化後の状況報告
 - (2) 新年懇親会の件
 - (3) 出向機関の人事問題
生活安全対策協議会委員・
 - (4) 出向者及び地区連合会の報告
 - ① 「道の駅」整備推進委員会
 - ② 社協ボランティアセンター運営協議会
 - ③ 新市民会館建設検討委員会
 - ④ 指定管理者制度移行問題検討委員会
 - ⑤ 民生児童委員推薦会
 - ⑥ 子ども安全対策協議会
 - ⑦ 八王子テレメディア「テレビ年賀状」放映の報告

- 2月8日(火)
- (1) 関係機関の要請事項及び話合い
 - ① 骨粗しょう症予防「骨密度測定会」への協力要請
 - ② 「げんきフォーラム」の案内
 - ③ 総合スポーツ振興基本計画について
 - ④ 都立小児科病院移転の件
 - ⑤ 子ども家庭支援ネットワークの件
 - ⑥ ゴミ有料化後の報告
 - (2) 新年懇親会の会計報告
 - (3) 中央自動車道・高井戸～八王子間の料金撤廃を求める署名活動について
 - (4) JR中央線連続立体化の件
 - (5) 旧丸井ビルへのパチンコ店出店の件
 - (3) 出向者及び地区連合会の報告
 - ① 八王子市防火協会
 - ② 恩方地区連合会
- 3月8日(火)
- (1) 関係機関の要請事項と話合い
 - ① ゴミ有料化後の状況報告
 - ② 環境フェスティバルの後援団体の依頼
 - (2) 第3回定期総会の件
 - (3) 町会自治会長の名簿作成の件
 - (4) 町会自治会への事務交付金の改定問題
 - (5) 旧丸井ビルへのパチンコ店出店の件
 - (6) 出向者及び地区連合会の報告
 - ① 新市民会館建設検討委員会
 - ② 八王子祭りについて
 - ③ JR中央線連続立体化の件

平成16年度 決算報告書

自 平成16年4月 1日
至 平成17年3月31日

収入総額 5, 106, 180円
支出総額 4, 210, 697円
差引残高 895, 483円

【収入の部】

△=予算比増加

単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	会費	1,181,000	1,183,670	△ 2,670	23地区 311町会自治会 118,367世帯
2	特別会費	2,940,000	3,066,000	△ 126,000	総会 = 1,016,000 研修会 = 1,160,000 新年会 = 890,000
	協力費	472,400	0	472,400	交通災害共済協力費
3	雑収入	146	56	90	受取利息
	合計	4,593,546	4,249,726	343,820	
	繰越金	856,454	856,454	0	
	総計	5,450,000	5,106,180	343,820	

【支出の部】

△=予算比増加

単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	総会費	1,040,000	1,187,177	△ 147,177	資料・懇親会
2	事業費	2,100,000	2,004,883	95,117	研究会・研究会
3	活動費	60,000	27,052	32,948	
4	連絡費	155,000	154,500	500	地区連合会内の連絡費
5	会議費	100,000	29,100	70,900	飲物他
6	通信費	154,000	80,019	73,981	電話・葉書・郵券
7	事務費	493,700	435,285	58,415	コピー・リース・事務用品・電気料
8	渉外費	200,000	180,136	19,864	各種研修会費等
9	慶弔費	100,000	86,605	13,395	祝儀・香典・見舞金
10	交通費	30,000	22,260	7,740	
11	備品費	250,000	0	250,000	
12	雑費	7,000	3,680	3,320	振替手数料等
12	予備費	760,300	0	760,300	
11	特別積立金	0	0	0	
支出小計		5,450,000	4,210,697	1,239,303	
繰越金		0	895,483	△ 895,483	
合計		5,450,000	5,106,180	343,820	

【特別会計決算書】

単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	特別積立金	1,500,000	1,500,000	0	

繰越金明細=預金 743,797.円
現金 151,686.
895,483.円

上記の通り報告致します。

会長 田中 好雄 印
会計 林 泰男 印
安藤 次夫 印

上記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成16年4月22日

会計監査 原島 英夫 印
山本徳太郎 印

規程の改定について

1、分担金規程の改定

- (1) 現行＝第1条2. 1世帯当たり年額10円とする。を、1世帯当たり年額20円とする。
- (2) 改定理由として
 - ① 町自連の活動状況及び情報を、加盟している町会自治会に報告とお知らせする広報紙「町自連だより」を発行し各戸配布することで、組織内の充実強化を図る。
 - ② 未加盟町会自治会に対するPR活動を通して、組織の拡大強化を図る。

平成17年度 事業計画（案）

私たち「町自連」は、八王子市の町会自治会を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会自治会の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、各単位町会自治会の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基本にして、地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業を取組む事とする。

1. 交通安全・防犯・防火等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
2. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。
3. 高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
4. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
5. 「町自連」の活動内容を加盟町会自治会に提供し組織の強化を図ると共に、未加入の町会自治会にも広く加入を呼びかけていく。

平成17年度予算（案）

自 平成17年4月 1日
至 平成18年3月31日

【収入の部】

△=前年予算比増加 単位=円

No.	項 目	予 算 額	前年予算額	前 年 比	摘 要
1	会 費	2,380,000	1,181,000	△ 1,199,000	23地区 119,000世帯
2	特別会費	3,060,000	2,940,000	△ 120,000	管外研修費等
3	協力費	472,940	472,400	△ 540	交通災害共済協力費前年度遅れ分
4	雑収入	577	146	△ 431	
	計	5,913,517	4,593,546	△ 1,319,971	
	前年度繰越金	895,483	856,454	△ 39,029	
	合計	6,809,000	5,450,000	△ 1,359,000	

【支出の部】

△=前年予算比増加 単位=円

No.	項 目	予 算 額	前年予算額	前 年 比	摘 要
1	総 会 費	1,180,000	1,040,000	△ 140,000	
2	事 業 費	2,080,000	2,100,000	20,000	管外視察研修費他
3	活 動 費	400,000	60,000	△ 340,000	広報部等部活動費用
4	広 報 費	960,000	0	△ 960,000	町自連だより=各戸配付
5	連 絡 費	155,500	155,000	△ 500	地区連合会内の連絡費
6	会 議 費	60,000	100,000	40,000	前年実績を考慮
7	通 信 費	195,000	154,000	△ 41,000	町自連だより送料含む
8	事 務 費	500,000	493,700	△ 6,300	前年実績を考慮
9	渉 外 費	200,000	200,000	0	前年実績を考慮
10	慶 弔 費	100,000	100,000	0	前年実績を考慮
11	交 通 費	30,000	30,000	0	
12	備 品 費	350,000	250,000	△ 100,000	パソコン関係・録音機等
13	雑 費	10,000	7,000	△ 3,000	振替手数料等
	計	6,220,500	4,689,700	△ 1,530,800	
14	予 備 費	588,500	760,300	171,800	会費納入前の費用その他
	合計	6,809,000	5,450,000	△ 1,359,000	

※ 特別会計の特別積立金は、平成16年度の決算金額1,500千円がそのまま引き継がれます。

八王子市町会自治会連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を八王子市元横山町一丁目29番地3号に置く。

(目 的)

第2条 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織・運営

(構 成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

第3章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認められた事業。

第4章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |
| (4) 監 事 | 2 名 |
| (5) 地区連合会長 | 26名以内 |

(職 務)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは志の職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。

(選 出)

第7条 役員の出方は次の通りとする。

- (1) 役員は地区連合会長を以て充てる。
- (2) 会長・副会長・会計・監事は、地区連合会長会において選考し総会にて決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる

(任期)

第9条 役員任期は2ヶ年とし再任を妨げない。但し、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

第5章 会議

(会議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が召集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、町会長・自治会長を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び事業計画の審議

(2) 決算及び予算の審議

(3) 役員を選出

(4) 会則の改廃

(5) その他重要と認めた事項

3. 総会の議長は、町会長・自治会長の中から選出する。

4. 総会はすべて町会長・自治会長の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。

3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 役員会の議長は、会長がその任にあたる。

3. 役員会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

第6章 事務局

(事務局)

第15条 会務遂行のため事務局を置く。

(1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。

- (2) 事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長・自治会長以外から選任することができる。

第7章 会 計

第16条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

第18条 この会則は、平成14年6月8日から施行するも、設立年度の役員任期は1年とする。

2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

地区連合会規程

第1条 会則第3条による地区連合会は次の通り区分する。

2. 本庁地区は分割し、その他は市事務所を単位とする。

第2条 前条に基づき次の通り設定する。

(1) 中部地区連合会	7 町会・自治会
(2) 東部地区連合会	1 0
(3) 元横地区連合会	6
(4) 東南部地区連合会	7
(5) 中央部地区連合会	2
(6) 南部地区連合会	1 1
(7) 千人町地区連合会	3
(8) 西部第一地区連合会	6
(9) 西部第二地区連合会	3
(10) 西部第三地区連合会	5
(11) 西部第四地区連合会	3
(12) 本町地区連合会	3
(13) 中央地区連合会	2 2
(14) 東北部地区連合会	1 3
(15) 浅川地区連合会	2 2
(16) 由木地区連合会	1 7
(17) 横山地区連合会	3 4
(18) 元八地区連合会	3 4
(19) 恩方地区連合会	3 1
(20) 川口地区連合会	1 8
(21) 加住地区連合会	1 4
(22) 由井地区連合会	2 0
(23) 北野地区連合会	2 2

町会・自治会数 合計 3 1 3

付 則

第3条 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成14年9月10日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。

3. 平成16年3月新規加盟脱会集計により修正。

4. 平成17年5月新規加盟脱会集計により修正。

分担金規程

- 第1条 会則第16条に基づく町会・自治会の分担金は総会において決定する。
2. 1世帯あたり年額20円とする。
- 第2条 前条の分担金の算出は、前年度町会自治会長名簿の世帯数を基本とする。
- 第3条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会を通じて7月末迄に郵便振替にて納入する。
- 付 則
- 第4条 この規程は、平成14年6月8日から施行する。
2. 平成16年5月11日改正 5月30日承認
3. 平成17年5月10日改正

弔慰金規程

- 第1条 本会の町会長・自治会長が次に該当するときには、見舞金あるいは香典・花輪を贈ることができる。
- 第2条 見舞金および弔慰金の内容は次の通りとする。
- (1) 病気又は事故により1ヶ月以上の入院加療を要する場合は、見舞金として1万円。
- (2) 不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により役員会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。
- (3) 死亡の場合は、1万円の香典及び花輪1基。
- 第3条 連絡方法については次の通りとする。
- (1) 当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。
- (2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。
- (3) 事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。
- 付 則
- 第4条 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

表彰規程

- 第1条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長が次に該当するときには、役員会の決定に基づき表彰することができる。
- 第2条 表彰の基準は次の通りとする。
- (1) 地区連合会長・町会長・自治会長を4年以上勤め退任した者。
- (2) 本会の運営に特に功労のあった者。
- 第3条 表彰の内容は次の通りとする。
- (1) 感謝状及び記念品を贈呈する。
- 第4条 連絡方法については次の通りとする。

- (1) 当該町会・自治会は、年度末までに就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。
- (2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。
- (3) 会長は、年度始めの役員会に名簿を提出し、表彰の商人を受けるものとする。

第5条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。
付 則

第6条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

会計規程

第1条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。

第2条 予算書の作成は事業計画を基礎にして、役員会で原案を作成し、総会の議決に付する。

第3条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。

2. 伝票は入金伝票、出金伝票の2種類とする。

第4条 伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。

2. 伝票には領収証又は請求書等の証票類を添付しなければならない。但し、交通費等でその添付が困難な場合はこの限りではない。

第5条 担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。

第6条 担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。

2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。

第7条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。

第8条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。

2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。

第9条 会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。

2. 会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。

第10条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、役員会に付議して決算書を作成する。

2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。
3. 決算書の監査を受けた後、役員会で確認し定期総会の議決に付する。

第11条 監査は原則として年1回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。

2. 監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。

第12条 監事は、監査の都度役員会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。

付 則

第13条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。